

内子町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全ての人が互いに人権を尊重し、多様性を認め合う共生社会の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合いながら継続的な共同生活を行うことを約束した二人の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップの関係にある者双方又は一方の子、親等の近親者（以下「子又は親等」という。）であって、かつ、当該子又は親等を家族とすることを双方が約束したときは、当該子又は親等をも含む社会生活関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップを形成しようとする者が、町長に対し、パートナーシップにあることを誓うこと又はパートナーシップにあることを誓った者が、町長に対し、ファミリーシップにあることを誓うことをいう。
- (4) 近親者 直系血族若しくは3親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓は、次の要件を満たすパートナーに限り、行うことができるものとする。

- (1) 宣誓を行う日において双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 町内に住所を有し、又は町内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと。
- (4) 双方に宣誓をしようとする者以外の者と事実上婚姻と同様の関係にないこと。
- (5) 双方に宣誓をしようとする者以外の者と宣誓をしていないこと。ただし、次号に規定する場合を除く。
- (6) 宣誓をしようとする者以外の者と宣誓をしている場合は、そのパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）の取下げを申し出ていること。
- (7) 双方が近親者でないこと。ただし、養子縁組により近親者となった者を除く。

2 次条に規定する宣誓書に家族の氏名を記載する場合は、当該者がパートナーの一方の子又は親等であること。ただし、満15歳以上の子又は親等の氏名を次条に規定する宣誓書に記載するときは、当該子又は親等の同意を必要とする。

(宣誓の方法及び証明書等の交付)

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓書に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添え、町長に宣誓をして提出しなければならない。

- (1) 宣誓書に記載する全ての者の住民票の写し（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）
- (2) 宣誓をする者が町内に住所を有していないときは、町内に転入することを予定している事実を確認することができる書類（オンライン申請による転入の場合を除く。）
- (3) 前号に規定する宣誓を行う者は、転入した日から14日以内に住民票の写しを提出

すること。

(4) 宣誓をする者の戸籍全部事項証明書又は独身であることを証明する書類その他民法の規定に基づき婚姻をすることができることを証する書類（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(5) 子又は親等の戸籍抄本又は戸籍全部事項証明書その他宣誓をする者と近親者である事実を証する書類（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）

(6) 宣誓をしようとする者の双方又は一方が外国籍である場合は、前号に規定する書類に代わり、次に掲げる書類のいずれかの提出を求めるものとする。

ア 外国の官憲（在日本大使館等）の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書及び当該書類に係る日本語の翻訳文

イ アに規定する書類の取得が困難な場合は、その理由及び婚姻要件を具備する旨を記入した申述書

(7) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定する方法により宣誓がされた場合において、提出された宣誓書及び前項各号に掲げる書類を確認の上、前条各号に掲げる全ての要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）それぞれに対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（様式第2号。以下「証明書」という。）及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード（様式第3号。以下「証明カード」という。）の交付を行うものとする。

3 町長は、証明書及び証明カードの交付の際に、第12条各号に掲げる本人確認書類の提示を求めるものとする。

（証明書又は証明カードの再交付）

第5条 町長は、前条第2項の規定により証明書及び証明カードの交付を受けた者から、次の各号のいずれかに掲げる事項を理由としてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）の提出があった場合には、証明書又は証明カードを再交付するものとする。

(1) 証明書又は証明カードの紛失

(2) 証明書又は証明カードの破損又は汚損

2 前項第2号に掲げる事項を理由とする場合は、再交付を希望する者に係る交付済みの証明書又は証明カードを再交付申請書に添付するものとする。

（宣誓書記載事項等の変更）

第6条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の宣誓内容・記載事項変更届兼再交付申請書（様式第5号。以下「記載事項変更届兼再交付申請書」という。）を町長に提出することにより、宣誓における宣誓の内容又は宣誓書の記載事項を変更しなければならない。

(1) 宣誓書から当該子又は親等の氏名を削除するとき。

(2) 宣誓書に記載された子又は親等のいずれかが死亡したとき。

(3) 宣誓書からパートナーの氏名を削除するとき。ただし、次条第2項に該当する場合に限る。

(4) 宣誓書に記載された者（以下「記載された者」という。）のいずれかに氏名の変更があったとき。

(5) 宣誓者の双方又は一方が、町内に転入し、又は町内で転居したとき。

2 記載事項変更届兼再交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 前項第4号に該当するときは、氏名の変更があった者の戸籍全部事項証明書又は戸籍個人事項証明書

(2) 前項第5号に該当するときは、転入し、又は転居した者の住民票の写し

3 町長は、第1項第1号から第4号までの理由により記載事項変更届兼再交付申請書の提出を受けた場合は、証明書及び証明カードを再交付するものとする。

(証明書及び証明カードの返還)

第7条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときには、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届（様式第6号。以下「返還届」という。）を町長に提出し、交付済みの証明書及び証明カードを返還しなければならない。

(1) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 宣誓者の双方又は一方が提出した宣誓書の取下げを希望するとき。

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該宣誓において子又は親等の氏名を宣誓書に記載したときは、死亡した宣誓者を除いて、宣誓書に記載されている宣誓者及び子又は親等の同意により、ファミリーシップを継続できるものとする。

(宣誓の無効)

第8条 宣誓者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合は、宣誓を無効とする。ただし、第3号に掲げる場合であって、宣誓後に第3条各号に掲げる要件を満たさなくなった者にあつては、その事由の発生後に限り、無効とする。

(1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。

(2) 偽りその他不正な手段により宣誓をしたとき。

(3) 第3条各号の規定に反していることが判明したとき。

2 町長は、無効な宣誓に係る宣誓者に対して交付した証明書及び証明カードがある場合は、当該宣誓者に対し、その返還を求めるものとする。

3 町長は、必要があると認めるときは、無効とした証明書の交付番号（証明書ごとに付与された番号をいう。）を町のホームページで公表することができる。

(宣誓書の保存)

第9条 町長は、宣誓書等関係書類を30年間保存するものとする。ただし、第7条第1項各号のいずれかに該当する場合であって宣誓者が当該宣誓書の廃棄を希望するときは、町長は、宣誓者から返還届を受領後、これを廃棄する。

(通称名の使用)

第10条 宣誓者は、宣誓書、再交付申請書、記載事項変更届兼再交付申請書又は返還届に記載する氏名について、社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称名」という。）の使用を希望する場合は、戸籍上の氏名との併記により通称名を使用することができるものとする。

2 町長は、宣誓者が通称名の使用を希望するときは、証明書及び証明カードに表示する氏名に通称名を使用できるものとする。

(氏名の削除)

第11条 記載された者は、満15歳に達した日以後に、町長にパートナーシップ・ファミリー

シップ宣誓証明書等に関する申立書（様式第7号。以下「申立書」という。）を提出することにより、当該記載された者に係る証明書及び証明カードから氏名を削除するよう申し立てることができる。

- 2 町長は、前項の規定により申立書が提出されたときは、宣誓者に対して、記載された者の氏名を削除した証明書及び証明カードを交付することができる。

（本人確認）

第12条 宣誓書、再交付申請書、記載事項変更届兼再交付申請書、返還届又は申立書の提出のときの本人確認は、次の各号のいずれかの書類の提示により行うものとする。

- （1） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード
- （2） 旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号に規定する一般旅券
- （3） 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証
- （4） 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であつて、本人の顔写真が貼付されたもの
- （5） その他町長が適当と認める書類

（個人情報の取扱い）

第13条 町長は、宣誓者から提出された個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき適切に取り扱わなければならない。

（宣誓等の趣旨にのっとりた施策の実施）

第14条 町長は、宣誓並びに交付した証明書及び証明カードの趣旨にのっとり、必要な施策を実施しなければならない。

（町民及び事業者への周知）

第15条 町長は、宣誓並びに交付した証明書及び証明カードの趣旨が町民及び事業者に理解され、並びに社会活動の中で最大限に尊重されることにより、宣誓者に対する対応が公平かつ適切に行われるよう、周知啓発に努めなければならない。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。